

5保医医人第83号  
令和5年7月13日

各保健所設置市保健衛生主管部長 殿

東京都保健医療局医療政策部長  
遠藤 善也  
(公印省略)

医師免許を有しない者によるいわゆるアートメイクの取扱いについて（周知）

平素より東京都の保健医療施策について、御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標記の件について、別添のとおり厚生労働省医政局から、下記のとおり通知がありましたので、本件について貴管内の関係機関への周知につき、よろしくお取り計らいのほどお願いいたします。

記

送付書類

- ・医師免許を有しない者によるいわゆるアートメイクの取扱いについて（通知）

(問合せ先)

東京都保健医療局医療政策部  
医療人材課免許担当  
電話03-5320-4434